

生徒心得

本校の生徒として遵守・実践すべき事項を次のとおり示す。

第1 服装・身だしなみについて

- 1 制服については、以下のとおりとする。
 - (1) ブレザー（左襟に校章をつける）、ワイシャツ（白）、ズボンまたはスカート（スカートは女子のみ）、ネクタイをきちんと着用すること。いずれも学校指定のものとする。
 - (2) 夏季についてはブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。また、ワイシャツではなく紺色のポロシャツ（学校指定のもの）を着用してもよい。
 - (3) 一年を通じ、ベストを着用してもよい。冬季はセーターの着用を認めるが、登下校の際には必ずブレザーを着用すること。なお、ベスト、セーターは、学校指定のものとする。また、コートは華美でないものとする。
 - (4) 上記（1）～（3）以外の服は着用できません。
 - (5) 校外行事や校外学習、式典、定期考査の際は、ワイシャツとネクタイを着用すること。（冬季はブレザー着用）。
 - (6) 衣替えは6月1日および11月1日とする。但し、服装の移行期間（5月1日～5月31日、10月1日～10月31日）は冬季・夏季どちらの服装でも可とする。
 - (7) 制服をだらしく着ないこと（ワイシャツの裾を出す等）。また、スカートの下にジャージスウェットなどを着用してはならない。
 - (8) サンドルは禁止とする。
- 2 パーマ、カール、染色、脱色、奇抜な髪型（エクス等）は禁止する。
- 3 装飾品（ピアス、イヤリング、カラーコンタクト等）は身につけないこと。また、化粧、つけまつげなども禁止とする。
- 4 校舎内では学年色の上履きを着用すること。また、体育館履きは指定された以外の場所で着用してはならない。
- 5 実習着、実験着、体育着は、学校指定のものを着用すること。
- 6 異装せざるを得ない場合は、所定の用紙にて願い出て、許可を得ること。また、授業に関する異装については、授業担当教員の許可を得ること。

第2 登下校

- 1 登下校の際は制服をきちんと着用すること。
- 2 始業前に登校し、定められた時刻までに下校すること。
- 3 登下校を含め、制服を着てオートバイや自動車等、エンジンのついた車両を運転してはならない。また、車両による学校への送迎は禁止とする。けが等により送迎が必要な場合は、保護者が事前に学校へ届け出る必要がある。
- 4 自転車により通学する場合は、所定の用紙にて願い出て、許可証（ステッカー）を使用する自転車に貼付すること。
- 5 登校後は許可なく外出できない。

第3 学校生活

- 1 常に正しい言葉づかいと挨拶・礼儀を心がけること。
- 2 施設、設備、備品等あらゆる物品を大切にし、破損、汚損、移動、紛失をしてはならない。万が一、破損等があった場合には、速やかに届け出ること（事情によって弁償や修理費を請求する場合がある）。
- 3 身のまわりの整理整頓を心がけ、校内の美化・環境整備に努めること。
- 4 所持品には記名をすること。貴重品は常に身につけ、金銭や物品の賃借、売買、交換をしてはならない。また、学習に不必要な物品等は持参しないこと。
- 5 校内において金銭や物品を遺失または拾得した場合は、速やかに生活指導部に届け出ること。
- 6 校内における集会、ポスター等の掲示、パンフレット等の配布を行う際には生活指導部の許可（場合によっては学校長の許可が必要）を受けること。
- 7 立ち入りを禁止されている場所に許可なく入ってはならない。また、許可なくエレベーターを使用してはならない。

第4 校外生活

- 1 本校の生徒であることに自覚とほこりを持ち、服装や言動、礼節に注意し、責任のある行動をすること。
- 2 アルバイトを行うことは学校として勧めないが、やむを得ず行う場合は、仕事内容などを保護者とよく相談し、保護者の責任の下行うこと。
- 3 学校の監督下以外での行事や集会・大会への参加や、海、山等に行く場合、また外泊をする場合は、保護者の責任の下に行うこと。
- 4 夜間の外出は避けること。